

じ、都道府県知事等又は指定公共機関にあっては国に対し、市町村長等又は指定地方公共機関にあっては都道府県知事等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

(2) ライフラインの応急の復旧

○ライフライン事業者である地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の把握及び緊急時の供給について、あらかじめ具体的な検討を行うものとする。また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の広域応援体制の整備に努めるものとする。

○対策本部は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、必要に応じ、関係省庁〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕を経由して、ライフライン事業者である地方公共団体及び指定公共機関に対して応急の復旧を行うことを依頼するものとする。

(3) 輸送路の確保に関する応急の復旧等

① 総合調整等

○対策本部長は、都道府県の区域を越えるような広域的な避難住民の運送及び緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行うものとする。

○都道府県対策本部長は、その管轄する都道府県の区域内において、広域的な避難住民の運送及び緊急物資の運送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行うものとする。

○避難住民の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の確保に関する公共的施設の管理者等は、当該輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

② 道路の応急の復旧等

○道路管理者は、その管理する道路について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を指定公共機関である道路管理者にあっては国土交通省に、地方公共団体又は指定地方公共機関である道路管理者にあっては都道府県に、それぞれ報告するとともに、障害物の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の運送の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

③ 航路、港湾施設、漁港施設等の応急の復旧等

- 国土交通省は、開発保全航路等について、速やかに被害の状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、その旨を対策本部に報告するとともに、当該沈船等の除去その他避難住民の運送及び緊急物資の運送の輸送路等を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 港湾管理者は、その所有する港湾施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を都道府県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した港湾施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 漁港管理者は、その管理する漁港施設等について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を都道府県に報告するとともに、必要に応じ、当該被災した漁港施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 海上保安庁は、その管理する航路標識について、速やかに被害の状況を把握し、その損傷等により船舶の航行が危険と認められる場合には、その旨を対策本部に報告するとともに、船舶交通の安全を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

④ 空港の応急の復旧等

- 国土交通省は、その管理する空港について、速やかに被害の状況を把握するとともに、障害物の除去その他空港の機能を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 第一種空港を管理する指定公共機関は、その管理する空港について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を国土交通省に報告するとともに、障害物の除去その他空港の機能を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。
- 空港管理者である地方公共団体は、その管理する空港について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を都道府県に報告するとともに、状況に応じ、当該被災した空港に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 鉄道施設等の応急の復旧等

- 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を指定公共機関である鉄道事業者にあっては国土交通省に、指定地方公共機関である鉄道事業者にあっては都道府県に、それぞれ報告するとともに、応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとす

る。

第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

- 武力攻撃災害の復旧に関し国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでは、武力攻撃災害の復旧のための措置は、武力攻撃事態の様子や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ実施されるものである。この場合において、国は、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずるものとする。
- 国民保護法第171条の規定に基づく武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置については、政府は、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずるものとする。
- また、政府は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災の状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討するものとする。
- 本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの復旧についての基本的な留意事項は、次のとおりとする。
 - ・武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行うものとし、この場合において、国は必要な財政上の措置を講ずるものとする。
 - ・地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定めるものとする。この場合において、国はこれに必要な支援を行うものとする。
 - ・国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、復旧に当たっては、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。
- 国及び地方公共団体は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。

第7節 訓練及び備蓄

1 訓練

- 国及び地方公共団体は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携によるN B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。
- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、自主的に、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。
- 国は、地方公共団体と共同して訓練を行う場合には、都道府県の区域を越える広域的な避難訓練等をその訓練を実施する場所の地方公共団体の理解を得ながら実施するよう努めるものとする。
- 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。
- 都道府県警察は、訓練の効果的な実施を図るために必要があると認めるときは、標示の設置、警察官による指示等により、交通の禁止又は制限をするものとする。
- 住民の避難に関する訓練を行う場合において、必要と判断するときは、地方公共団体の長は、住民に対し、当該訓練への参加についての協力を要請するものとする。この場合において、訓練の時期、場所等は、住民が参加しやすいものとなるよう努めるものとする。

2 備蓄

- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。
- 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 国〔警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁〕は、N B C攻撃により発生する武

力攻撃災害に対処するために特別に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材の整備又は整備の促進に努めるものとする。

○地方公共団体は、防災のために備蓄している物資及び資材を活用できるようになるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

○国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕は、地方公共団体が国民保護措置を実施する際に必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

○国〔厚生労働省、文部科学省〕は、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施のために必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを、必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるものとする。

○国〔農林水産省、経済産業省〕は、武力攻撃事態等において我が国の米穀、小麦、大豆等並びに石油及び石油ガスの安定的な供給不足が生じ、又は生ずるおそれがある場合に備え、法律等に基づき備蓄しているそれぞれの物資を速やかに供給することができるよう、体制を整備するものとする。

○国〔消防庁、厚生労働省、警察庁〕は、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。

○国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれ国民保護措置を実施するため、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検するものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

- 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとしている。
- 緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

第1節 緊急対処事態

○緊急対処事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態であり、事態対処法第25条の規定により緊急対処事態対処方針（緊急対処事態に関する対処方針をいう。以下同じ。）において緊急対処事態が認定されたときは、緊急対処保護措置を総合的に推進する。

○緊急対処事態の事態例としては、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが考えられる。

1 攻撃対象施設等による分類

（1）危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

- ・原子力事業所等の破壊
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・危険物積載船への攻撃
- ・ダムの破壊

② 被害の概要

ア 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害

○大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。

○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

○危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

エ ダムが破壊された場合の主な被害

○ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・列車等の爆破

② 被害の概要

○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

① 事態例

- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

② 被害の概要

ア 放射性物質等

○ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

○ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

○小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

○生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。

○毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

ウ 化学剤による攻撃

○化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

① 事態例

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・弾道ミサイル等の飛来

② 被害の概要

○主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

- 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2節 緊急対処事態対策本部等

1 緊急対処事態対策本部

- 国は、緊急対処事態対処方針が定められ、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と連携協力し、緊急対処事態対策本部を中心に万全の緊急対処保護措置を講ずるものとする。
- 緊急対処事態対策本部においては、緊急対処事態に関する情報等の収集及び分析を行い、緊急対処保護措置の総合的な推進を図るものとする。

2 緊急対処事態現地対策本部の設置

- 内閣総理大臣は、緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施並びに緊急対処保護措置を実施する地方公共団体、指定地方公共機関等との連絡及び調整のため、当該地域において緊急対処事態現地対策本部を設置する必要があると認めるとときは、緊急対処事態現地対策本部を設置するものとする。この場合において、緊急対処事態現地対策本部は、その所管区域内の都道府県の都道府県緊急対処事態対策本部との連絡及び調整を一元的に行うものとする。

第3節 緊急対処保護措置の実施

1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

- 緊急対処保護措置については、基本指針第1章から第3章に定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針等及び第4章に定める国民保護措置等について、避難の指示や救援に係る内閣総理大臣の是正措置等を除いて、準じた措置を実施するものとする。

2 緊急対処事態における警報

- 対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定する。
- 警報の発令は、当該警報の通知・伝達の対象となる地域に対して、これを発令するものとする。

- 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに都道府県知事等は、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて警報を通知・伝達すべき関係機関に対し、警報の内容を通知・伝達するものとする。
- 警報の解除は、警報の発令及び通知・伝達に準じて、これを行うものとする。
- 指定行政機関及び地方公共団体は、上記により円滑に警報の通知・伝達を行うため、それぞれその国民保護計画に所要の事項を定めておくものとする。
- 緊急対処事態における警報については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報に準じて、これを行うものとする。

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

- 指定行政機関は、その国民保護計画の作成又は変更に当たっては、関係する指定行政機関の意見を聞くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、その国民保護計画の作成又は変更に当たっては、その国民保護協議会の意見を尊重するともに、関係する指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聞くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の作成又は変更に当たっては、これを自主的に行うものとする。この場合において、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聞く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。